

『患者様・ご家族様へ』

をテーマにソーシャルワーカーから

自立支援医療

『自立支援医療』を少しでも理解していただくためのパンフレット



自立支援医療（精神通院医療）について

医療費が原則1割になります

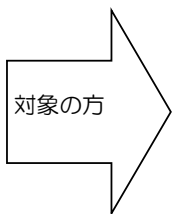
お住まいの市町村に申請することで、医療費の自己負担額が原則1割となります！
また、所得が低い方には月額自己負担額の上限が設けられています。

区分	対象	月額の自己負担額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得①	市町村民税非課税で、 通院をする人 の収入が年間80万円以下	2,500円
低所得②	市町村民税非課税で、 通院をする人 の収入が年間80万円を超える	5,000円
中間所得①	市町村民税（所得税）が 世帯合計 で3万3千円未満の方	1割負担
中間所得②	市町村民税（所得税）が 世帯合計 で3万3千円以上、23万5千円未満の方	1割負担
一定所得以上	市町村民税（所得税）が 世帯合計 で23万5千円以上	公費負担対象外 (3割負担など)



所得税が課税される方でも、 医療費の自己負担上限額が設けられます

市町村民税（所得税）が課税される世帯の場合でも、
以下の方であれば月額の通院医療費の上限額が設けられます。



- ①直近の1年間で高額治療を継続して行い、「高額療養費」の支給を4回以上受けた方
- ②・症状性を含む器質性精神障害（F0）
（例）高次脳機能障害、認知症 など
- ・精神作用物質使用による精神及び行動の障害（F1）
（例）アルコール依存症、薬物依存症 など
- ・統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害（F2）
- ・気分障害（F3）
（例）うつ病、躁うつ病 など
- ・てんかん（G40）
- ③上記以外の疾患（神経症や人格障害等）でも、3年以上の精神医療の経験を有する医者から集中的、継続的な医療を要する（重度かつ継続）と判断された方

区分	対象	月額の自己負担額
中間所得①	市町村民税（所得税）が 世帯合計 で3万3千円未満の方	5,000円
中間所得②	市町村民税（所得税）が 世帯合計 で3万3千円以上、23万5千円未満の方	10,000円
一定所得以上	市町村民税（所得税）が 世帯合計 で23万5千円以上	20,000円

※ここでの「世帯」は、住民票上の家族ではありません。
通院される方と同じ医療保険（健康保険や国民健康保険等）に加入している方を同一の「世帯」となります。



1年ごとの更新！

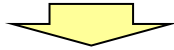
有効期限は1年間です。
そのため、1年ごとの更新（2年ごとに診断書の提出）が必要です

作成にかかる料金

診断書 3300円
※当院の場合
(医療機関によって料金は変わります)

申請の流れ

まずは病院窓口までお尋ねください。



お住まいの市町村の窓口で
自立支援医療の申請書類を頂いてください。



当院主治医に診断書作成の依頼をしてください。



お住まいの市町村の窓口で以下を提出してください。

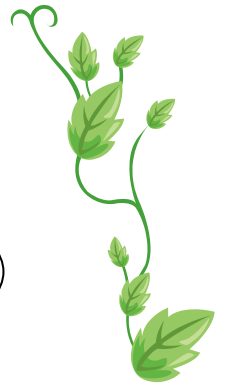
- ・申請書
- ・印鑑
- ・マイナンバーが確認できるもの
- ・診断書
- ・健康保険証
- ・収入を証明するもの（通帳の写し、年金の振込み通知、障害基礎年金証書等）



提出しましたら、病院受付にその旨をお伝えください。
書類の提出をしたその日から1割負担となります！



受給者証が届きましたら、診察時に病院窓口へご提示くださ



注意点！

自立支援医療は通院医療（デイケア含む）や薬局窓口の料金が軽減される制度です。
ただし申し込みの際に医療機関と調剤薬局を指定しなければなりません。
**指定以外の医療機関と調剤薬局、及び精神疾患に関係しない投薬・処置に対しては
通常通りの自己負担額となります。**



わからないことがあれば、病院窓口もしくは
ソーシャルワーカー室へお越しください♪